

2023年度

定時株主総会招集ご通知

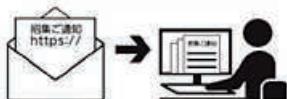
開催日時 2024年3月28日（木曜日）
午前10時（午前9時開場）

開催場所 東京都港区北青山一丁目2番3号
当社本店（青山ビル10階）

※本総会当日のお土産はお配りしていません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※本会場が満席となった場合は、第2会場・第3会場を
ご案内させていただきます。

電子提供制度のご案内



ウェブへアクセス

会社法改正により、招集ご通知を簡素化して
お届けしています。株主総会資料は、本ご通知で
ご案内のウェブサイト上でご確認ください。

（書面交付請求株主様へは、ウェブサイト上の
株主総会資料を法令及び定款の定めにより書面
にして同封しております）



↑詳細はこちら



証券コード：5301

(証券コード 5301)
2024年3月6日
(電子提供措置の開始日 2024年3月1日)

株 主 各 位

東京都港区北青山一丁目2番3号
東海カーボン株式会社
代表取締役社長 長 坂 一

2023年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社2023年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.tokaicarbon.co.jp/>)



上記のウェブサイトへアクセスして、「IR情報」「株主総会」を順に選択の上、ご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コード(5301)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、株主総会にご出席いただけない場合は、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、インターネット又は書面にて、2024年3月27日（水曜日）午後5時35分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時** 2024年3月28日（木曜日）午前10時
- 2. 場 所** 東京都港区北青山一丁目2番3号 当社本店（青山ビル10階）
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 2023年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2023年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 社債型種類株式発行に係る定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役9名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

-
- ① 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ② 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ・ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
 - ③ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。



インターネットによる議決権行使

行使期限 2024年3月27日（水曜日）午後5時35分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスしていただき、ご行使ください。



書面による議決権行使

行使期限 2024年3月27日（水曜日）午後5時35分到着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。



株主総会への出席による議決権行使

開催日時 2024年3月28日（木曜日）午前10時（午前9時開場）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

議決権行使書による議決権行使

● こちらに、議案の賛否をご記入ください。

ご投函ください

議決権行使書
〇〇〇株式会社 御中
株主総会日 議決権の数

議案	原案に賛成	する賛否
第一号	賛	否
第二号	賛	否

※以上と同封の定款株主総会（株主会または株主の組合を旨）の議案について、当該「賛否」欄に「賛否」のいずれかを記載してください。

（ご留意）
当社は、議決権行使書に記入された賛否が、議決権行使の最終的な結果となります。

〇〇〇株式会社

● インターネットによる議決権行使に必要な、ログイン用QRコード、ログインIDと仮パスワードが記載されております。

議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 第4号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

● こちらに、議案の賛否をご記入ください。

原簿記載の議決権行使書用紙に記載の事項を、議決権行使書に記入してください。

1. 原簿記載の議決権行使書用紙に記載の事項を、議決権行使書に記入してください。

2. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

3. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

4. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

5. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

6. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

7. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

8. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

9. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

10. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

11. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

12. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

13. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

14. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

15. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

16. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

17. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

18. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

19. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

20. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

21. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

22. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

23. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

24. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

25. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

26. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

27. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

28. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

29. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

30. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

31. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

32. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

33. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

34. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

35. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

36. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

37. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

38. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

39. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

40. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

41. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

42. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

43. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

44. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

45. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

46. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

47. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

48. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

49. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

50. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

51. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

52. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

53. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

54. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

55. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

56. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

57. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

58. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

59. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

60. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

61. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

62. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

63. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

64. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

65. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

66. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

67. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

68. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

69. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

70. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

71. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

72. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

73. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

74. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

75. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

76. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

77. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

78. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

79. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

80. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

81. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

82. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

83. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

84. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

85. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

86. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

87. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

88. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

89. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

90. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

91. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

92. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

93. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

94. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

95. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

96. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

97. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

98. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

99. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

100. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれかを記載してください。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思があったものとさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2024年3月27日（水曜日）午後5時35分まで

● QRコードを読み取る方法（スマートフォンの場合）

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る

「ログイン用QRコード」は
こちら



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3 各議案の賛否を選択

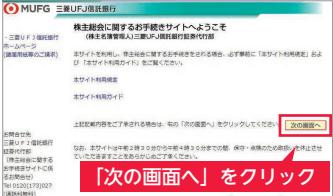
画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

● ログインIDを入力する方法

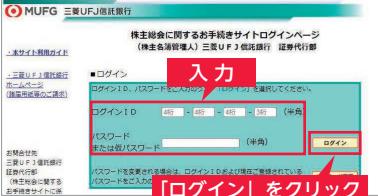
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次の画面へ」をクリック

2 お手持の議決権行使書紙の副票(右側)に記載された「ログインID」を入力



「ログイン」をクリック

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

ご注意事項

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますので、ご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使ウェブサイトの操作方法
に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
 **0120-173-027**（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

📺 株主総会当日のライブ配信について

パソコン・スマートフォンより下記URLにアクセスし、ID・パスワードをご入力の上、ご視聴ください。

ライブ配信
開始日時

2024年3月28日（木曜日）午前10時

事前質問受付及びライブ配信視聴ログインURL

<https://area34.smp.ne.jp/area/p/qfog6tfpjo4mcldma0/Dfq51g/login.html>



ログインID ▶ 株主番号

パスワード ▶ 株主様ご登録住所の郵便番号

- ご出席の株主様の容姿を映像に映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
- ご視聴環境によりライブ配信の映像をご視聴できない場合がございます。
- ライブ配信はご視聴専用のため、ご質問及び議決権の行使を承ることはできません。

💬 事前質問の受付について

2023年度定時株主総会に関する報告事項及び決議事項につきまして、株主様から事前のご質問を当社ウェブサイトで**3月20日**までお受けいたします。多くお寄せいただいたご質問を中心に**3月25日頃**に当社ウェブサイトにて回答させていただく予定です。なお、回答に至りませんでしたご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

受付期間

2024年3月6日(水曜日)～2024年3月20日(水曜日)

事前質問ご投稿は下記URLよりアクセスをお願いいたします。

今後の状況次第で運営を変更する必要がある場合などは、当社ウェブサイト（<https://www.tokaicarbon.co.jp/>）にてお知らせいたします。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、中長期的な企業価値の向上を図る上で、株主に対する利益還元も重要な経営課題と考えており、毎期の経営成績と経営成績見通し、投資計画、キャッシュフローの状況等を勘案しつつ、連結配当性向30%を目標として、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、中間配当と同じく1株につき18円とさせていただきますと存じます。これにより中間配当金を加えました年間配当金は1株につき36円となります。

1 配当財産の種類 金銭といたします。

2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	
	当社普通株式1株につき金	18円
	総額	3,837,878,316円

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

現行定款第23条（取締役会）の内容を実態に即したものとするために、一部字句の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、本株主総会終結の時をもって生ずるものとします。

(下線部が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第19条～第22条 (省略)	第19条～第22条 (現行どおり)
(取締役会) 第23条 取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。 ② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、 <u>専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u> ③ 取締役副社長、 <u>専務取締役及び常務取締役は、代表取締役を補佐して業務を執行する。</u>	(取締役会) 第23条 取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。 ② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長執行役員、 <u>取締役専務執行役員及び取締役常務執行役員各若干名を定めることができる。</u> ③ 取締役副社長執行役員、 <u>取締役専務執行役員及び取締役常務執行役員は、代表取締役を補佐して業務を執行する。</u>
第24条～第28条 (省略)	第24条～第28条 (現行どおり)

第3号議案 社債型種類株式発行に係る定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、2024年2月13日、当社の長期ビジョン「先端素材とソリューションで持続可能な社会の実現に貢献する」のもと、3つの基本方針「主力事業の収益基盤強化」、「事業ポートフォリオマネジメントの高度化」、「サステナビリティ経営の推進」を掲げたローリング中期経営計画T-2026（以下「本中期経営計画」といいます。）を発表しました。

本中期経営計画の基本方針に則り、黒鉛電極事業の構造改革、カーボンブラック事業、ファインカーボン事業の高付加価値化と生産能力拡充等を通じて持続的成長と株主価値向上を目指してまいります。事業成長を支える投資や諸施策の実行に向けて、財務健全性と流動性を維持しつつ、最適かつ機動的な財務戦略・資本政策を遂行していくための当社の資金調達の見直しを幅広く確保すべく、本定款変更にて、以下の特徴を有する社債型種類株式に係る追加を行うものです。

- ・社債型種類株式は株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません。（株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に利用できる性質ではなく、そのような想定もありません。）
- ・社債型種類株式は発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式です。優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主の皆さまのみが有します。
- ・社債型種類株式は非参加型の種類株式であり、資本コストは発行時に決定される配当率相当分であるため、普通株式の公募増資よりも資本コストは低いことが想定されます。（※）
- ・社債型種類株式を発行した際には自己資本が増加するものの、普通株式に係るROE等の主要な財務指標の算出に際して生じる影響は限定的です。
- ・既存の発行可能株式総数（発行可能な普通株式と社債型種類株式の合計数）の変更を行うものではありません。

※ 2024年2月13日提出の第1回社債型種類株式に係る発行登録書に記載している2～4%の想定配当率年の範囲内で発行が実現した場合となります。

今後、社債型種類株式を発行する場合には、無償割当を含む株主割当や第三者割当方式ではなく一般公募による発行を行い、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。

本議案は、かかる社債型種類株式の発行を可能とするため、当該株式に関する規定を新設するとともに、それに伴う所要の調整をする旨の定款変更を行うことについてご承認をお願いするものであります。本定款変更は、機動的な資金調達及び財務基盤強化の選択肢を確保することが目的であり、現時点において第1回社債型種類株式の具体的な発行時期、発行条件及び発行総額等は、下記「(ご参考)」及び「摘要（第1回社債型種類株式の内容）」に記載されたものを除き、未定です。

また、今後の段階的な資金需要に対し柔軟に対応するため、順次第5回号までの発行を可能とする旨の定款変更を行うことについてもご承認をお願いしております。第2回号以降の具体的な発行時期、内容については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定してまいります。現時点においては第1回号と同様の商品性や規模を想定しております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、本株主総会終結の時をもって生ずるものとします。

(下線部が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案												
(目的) 第1条～第5条 (省略)	(目的) 第1条～第5条 (現行どおり)												
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、5億9,876万4千株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、5億9,876万4千株とし、 <u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</u> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">普通株式</td> <td>5億9,876万4千株</td> </tr> <tr> <td>第1回社債型種類株式</td> <td>1,000万株</td> </tr> <tr> <td>第2回社債型種類株式</td> <td>1,000万株</td> </tr> <tr> <td>第3回社債型種類株式</td> <td>1,000万株</td> </tr> <tr> <td>第4回社債型種類株式</td> <td>1,000万株</td> </tr> <tr> <td>第5回社債型種類株式</td> <td>1,000万株</td> </tr> </table>	普通株式	5億9,876万4千株	第1回社債型種類株式	1,000万株	第2回社債型種類株式	1,000万株	第3回社債型種類株式	1,000万株	第4回社債型種類株式	1,000万株	第5回社債型種類株式	1,000万株
普通株式	5億9,876万4千株												
第1回社債型種類株式	1,000万株												
第2回社債型種類株式	1,000万株												
第3回社債型種類株式	1,000万株												
第4回社債型種類株式	1,000万株												
第5回社債型種類株式	1,000万株												
第7条 (省略)	第7条 (現行どおり)												
(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は100株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は普通株式及び第1回社債型種類株式乃至第5回社債型種類株式 (以下、「社債型種類株式」と総称し、 <u>第1回社債型種類株式乃至第5回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。</u>) のそれぞれにつき100株とする。												
第9条・第10条 (省略)	第9条・第10条 (現行どおり)												

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新 設 ></p> <p>第11条・第12条 (省略)</p>	<p>(自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)</p> <p>第11条 当会社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式を有する株主（以下、「社債型種類株主」という。）との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</p> <p>第12条・第13条 (現行どおり)</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>第3章 社債型種類株式</p> <p>(社債型種類株式優先配当金)</p> <p>第14条 当会社は、第46条に基づき12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された社債型種類株主又は社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主とあわせて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主とあわせて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭（以下、「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（10パーセントを上限とする。以下、「本配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。）</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。</p> <p>② ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき（以下、当該事業年度を「不足事業年度」という。）は、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>③ 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額及び社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(社債型種類株式優先期中配当金)</p> <p>第15条 当社は、第47条に基づき6月30日を基準日(以下、「期中配当基準日」という。)として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭(以下、「社債型種類株式優先期中配当金」という。)を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第16条 当社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額</p> <p>② 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>第17条 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第18条 当社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。</p> <p>(株式の併合又は分割等)</p> <p>第19条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。</p> <p>② 当社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>③ 当社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>④ 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (省略)</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>⑤ <u>前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金及び社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。</u></p> <p>(優先順位)</p> <p>第20条 <u>各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第21条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第27条 <u>種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>③ <u>第23条、第24条及び第25条の規定は、種類株主総会について準用する。</u></p> <p>④ <u>第22条の規定は、毎年12月31日から3か月以内に開催される種類株主総会について準用する。</u></p> <p>⑤ <u>当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第28条 (省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条～第34条 (省略)</p>	<p>⑥ <u>当社が以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>1 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）</u></p> <p><u>2 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認</u></p> <p>第5章 取締役及び取締役会</p> <p>第28条～第37条 (現行どおり)</p> <p>第6章 監査役及び監査役会</p> <p>第38条～第43条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人	第7章 会計監査人
第35条 (省略)	第44条 (現行どおり)
第7章 計 算	第8章 計 算
第36条～第38条 (省略)	第45条～第47条 (現行どおり)
(配当金の除斥期間等)	(配当金の除斥期間等)
第39条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。	第48条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。	② 定款に別段の定めがある場合を除き、未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(ご参考)

本株主総会において本議案につきご承認が得られた場合には、本株主総会の終結時をもって当社の定款に社債型種類株式に関する定めが新設されます。現時点において第1回社債型種類株式の具体的な発行時期、発行条件及び発行総額等は、本「(ご参考)」及び下記「摘要(第1回社債型種類株式の内容)」に記載されたものを除き未定ですが、当社は、2024年2月13日付で、社債型種類株式の商品性についてご理解いただくことを主たる目的として、第1回社債型種類株式に係る発行登録書(発行予定額の上限:500億円)を提出しています。第1回社債型種類株式の詳細な発行条件等については、当該社債型種類株式の発行にあたって当社取締役会決議(以下「発行決議」といいます。)によって決定する想定です。

摘要(第1回社債型種類株式の内容)

第1回社債型種類株式の内容は以下のとおりであります。

イ 優先配当金

- (1) 当社は、12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主(以下「第1回社債型種類株主」といいます。)又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者(以下、第1回社債型種類株主と併せて「第1回社債型種類株主等」と総称します。)に対し、当社普通株式(以下「普通株式」といいます。)を有する株主(以下「普通株主」といいます。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称します。)に先立ち、以下に記載する額の金銭(以下「第1回社債型種類株式優先配当金」といいます。)を支払います。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に第1回社債型種類株式優先期中配当金(下記口に定義します。)を支払ったときは、その額を控除した額とします。

1株につき、その1株当たりの発行価格として定める金額(以下「発行価格」といいます。)相当額

に、発行決議の後に日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を乗じて算出した額

当該配当年率は、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までは、発行決議により定める固定の基準金利に、上記のブックビルディング方式と同様の方式により決定される当初のスプレッド（以下「当初スプレッド」といいます。）を加えた率（※）とし、その後の配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッド及び1パーセントを加えた率とします。但し、配当年率は、定款の定めに従い、いずれも10パーセントを上限とします。

※ 2024年2月13日における市場環境等を前提として、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は2パーセント以上4パーセント以下を想定しています。

- (2) ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、上記のブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を基準として発行決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積します（以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」といいます。）。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行います。
- (3) 第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行いません。
- 優先期中配当金

当社は、6月30日を基準日（以下「期中配当基準日」といいます。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（但し、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日（同日を含みます。）から期中配当基準日（同日を含みます。）までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭）（以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」といいます。）を支払います。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとします。

ハ 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、以下に記載する額の金銭を支払います。
- 1株につき、発行価格相当額に、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1回社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、発行決議により定める算定方法により算出される額
- (2) 第1回社債型種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配を行いません。

二 優先順位

当社の第1回社債型種類株式乃至第5回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とします。

ホ 議決権

第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

ハ 種類株主総会の決議

- (1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。
- (2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。
- (4) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じません。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではありません。
 - a. 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除きます。）
 - b. 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

ト 会社による金銭対価の取得条項

- (1) 当社は、第1回社債型種類株式について、払込期日（発行日）（同日を含みます。）から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定める額の金銭を交付します。但し、当社は、取得日又は当該取得に係る振替取得日（以下に定義します。）のいずれかが1月1日から3月31日までのいずれかの日となる取得を行うことができません。

「振替取得日」とは、本トに記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいいます。

- (2) 当社は、当社が本トに記載する金銭対価の取得又は特定の第1回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得（以下、金銭対価の取得と併せて「金銭対価取得」といいます。）を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要金額（以下に定義します。）につき、借換証券（以下に定義します。）を発行若しくは処分又は借入れ（以下「発行等」といいます。）することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行いません。但し、発行決議により定める場合を除きます。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額（以下に定義します。）をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取

得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額を、当該借換証券について信用格付業者から承認を得た資本性（パーセント表示されます。）で除して算出される金額をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用します。

「資本性評価相当額」とは、第1回社債型種類株式の発行価格の総額相当額に、信用格付業者から承認を得た払込期日における第1回社債型種類株式の資本性（パーセント表示されます。）を乗じた金額をいいます。

「借換証券」とは、以下のa.乃至c.の証券又は債務をいいます。但し、(i)以下のa.乃至c.のいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、(ii)以下のa.又はb.の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、(iii)以下のb.又はc.の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと信用格付業者から承認を得たものに限ります。

- a. 普通株式
- b. 上記a.以外のその他の種類の株式
- c. 上記a.又はb.以外の当社のその他一切の証券及び債務

(3) 上記(1)に基づき、第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定します。

チ 株式の併合又は分割等

- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行いません。
- (2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行いません。
- (3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えません。
- (4) 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限ります。）をするときは、第1回社債型種類株主等に第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式を、同一の持分割合で交付します。この場合における第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の調整については、発行決議により定める方法によります。

リ 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとします。

ヌ 上場

第1回社債型種類株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。

社債型種類株式に関するQ&A

社債型種類株式に関するご参考資料として、本Q&Aを作成いたしましたのでご参照ください。

質問	回答
1. 今回、定款変更を行う目的は何か	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2024年2月13日に発表したローリング中期経営計画T-2026の基本方針に則り、事業成長を支える投資や諸施策の実行に向けて、財務健全性と流動性を維持しつつ、最適かつ機動的な財務戦略・資本政策を遂行していくための当社の資金調達を選択肢を幅広く確保すべく、定款変更にて、社債型種類株式に係る追加を行うものです。
2. 財務戦略上ハイブリッド・ファイナンスに期待する役割、資本構成上の位置付けは	<ul style="list-style-type: none"> ■ ハイブリッド・ファイナンスは、普通株式の発行によって生じる議決権の希薄化やROEやEPSへの影響を抑制（※）しつつ、格付上の資本性を得ることにより、資本効率と財務健全性のバランスのとれた適正な資本負債構成を適正なコストで確保することに資する選択肢であると考えています。 ■ 社債型種類株式の資本コストは発行時に決定される配当年率相当分に限定されるため、普通株式の資本コストよりも低く、当社の既存株主の皆様利益にも配慮した資金・資本調達手法と考えています。
3. 社債型種類株式の特徴は何か	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会社法上の株式ですが、株式と社債の中間的性格を有するハイブリッド・ファイナンス手法です。 ■ 社債型種類株式には議決権や普通株式への転換権がなく、一定期間は固定の優先配当が支払われます。また、社債型種類株式の配当や残余財産の分配順位は普通株式に優先し、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型です。 ■ 普通株式とは別途、東証プライム市場への上場申請を予定しており、幅広い投資家へ投資機会を提供することを企図しています。
4. ハイブリッド社債に類似した商品性とは	<ul style="list-style-type: none"> ■ ハイブリッド社債と同様、格付会社（R&I）より調達額の50%に対して格付評価上の資本性の認定を受けられる商品性を見込んでいます。 ■ 発行から概ね5年間は固定配当であり、原則として発行日の5年後以降、当社が発行価格相当額に経過配当金等の調整を加えた金額の現金を対価に取得することができます。
5. ハイブリッド社債との違いは	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社債型種類株式では、会計上の自己資本を拡充できる点が異なります。 ■ 加えて、社債型種類株式は東証上場を通じて幅広い投資家に検討いただける商品（NISA対象）です。

質問	回答
6. 普通株主にデメリットが生じないか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません。 ■ 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。 ■ 普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPS等への影響が抑制されます（※）。
7. 買収防衛策として利用されないか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社債型種類株式は、株主総会における議決権や普通株式への転換権がない種類株式であり、買収防衛策に利用できる性質ではなく、そのような想定もありません。 ■ 社債型種類株式を無償割当等で普通株主に割り当てることも想定していません。
8. どのような発行形態を想定しているか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現時点で具体的な発行時期は未定ですが、発行する場合には、国内における一般公募を通じ、個人投資家をはじめとする幅広い投資家にご投資いただくことを想定しています。
9. 第1回社債型種類株式の発行時期と発行金額の予定は	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現時点で具体的な発行時期は未定です。 ■ 当社の財務基本戦略である財務基盤の健全性維持を踏まえ、機動的な調達を目指して、最適な発行時期や発行金額を検討します。 ■ 2024年2月13日提出の第1回社債型種類株式の発行登録において、発行額は最大500億円と設定しています。
10. 複数回号を設定しているが、具体的な発行はどのように考えているか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現時点で具体的な発行時期は未定ですが、複数回号の設定は将来の発行に係る選択肢の確保が目的です。 ■ 発行する際には回号ごとに幅広い投資家を対象に、ブックビルディング方式と同様の方式に基づいた適正な発行条件を設定します。
11. 配当年率レンジ2%～4%の考え方は	<ul style="list-style-type: none"> ■ 普通株主の皆様による定款変更議案に対する賛否のご判断の参考として、現時点の市場環境等を踏まえた場合の目安をお示しするものであり、類似するハイブリッド社債の市場価格等を総合的に勘案し、設定しています。
12. 東証への上場を検討する理由は	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広い投資家に投資いただく上で、東証上場によって認知度を高めるとともに、売買の機会を提供することが重要と考えたためです。

質問	回答
13. 第1回社債型種類株式の発行が普通株式の配当方針に影響を与えるか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当社は、中長期的な企業価値の向上を図る上で、株主に対する利益還元も重要な経営課題と考えており、毎期の経営成績と経営成績見通し、投資計画、キャッシュフローの状況等を勘案しつつ、連結配当性向30%を目標として、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。したがって、第1回社債型種類株式の発行を行ったとしても、普通株式の配当方針に影響を与えることは想定しておりません。
14. 2回目以降の商品性や発行はどのように考えているのか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1回と同様の商品性を想定しており、議決権や転換権がなく、議決権の希薄化は生じません。 ■ 第2回以降も第1回と同様、最大1,000万株の範囲内で当社資金需要等を踏まえ、検討する想定です。
15. 5年後に、社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する予定なのか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当社が今後、社債型種類株式を発行した際に、発行日の5年後以降に現金対価で取得（コール）するか否かは、その時点の事業・財務状況や市場環境等を総合的に勘案して判断します。 ■ ハイブリッド・ファイナンスの市場慣行として、多くの投資家が発行日の5年後以降から配当ステップアップするタイミングまでに、コールを期待していることは十分認識しております。

※ 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

免責事項

この文書は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合には、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、さらなる企業価値向上を目指し、経営体制の強化を図るため、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名	性別	現在の地位	出席回数/取締役会
1 再任	長坂 一 (ながさか はじめ)	男性	代表取締役社長	21回/21回
2 再任	辻 雅史 (つじ まさふみ)	男性	取締役	21回/21回
3 再任	山口 勝之 (やまぐち かつゆき)	男性	取締役	21回/21回
4 再任	山本 俊二 (やまもと しゅんじ)	男性	取締役	21回/21回
5 再任	山崎 辰彦 (やまざき たつひこ)	男性	取締役	16回/16回
6 新任	真先 隆史 (まさき たかし)	男性	執行役員	—
7 再任 社外 独立	神林 伸光 (かんばやし のぶみつ)	男性	取締役	21回/21回
8 再任 社外 独立	浅田 眞弓 (あさだ まゆみ)	女性	取締役	21回/21回
9 再任 社外 独立	宮崎 俊郎 (みやざき としろう)	男性	取締役	21回/21回

(注) 山崎辰彦氏の取締役会出席回数は、2023年3月に同氏が取締役に就任してからの回数を記載しております。

候補者
番号 **1** **なが さか** はじめ **長坂 一**

男性

再任



- 生年月日 1950年1月9日 (満74歳)
- 取締役在任年数 18年
- 取締役会への出席状況 100% (21回/21回)
- 所有する当社株式数 169,338株
- 略歴、地位及び担当

1972年4月	東海電極製造株式会社[現当社]入社	2013年3月	当社代表取締役専務執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部担当
2006年3月	当社取締役執行役員カーボンブラック事業部副事業部長	2014年3月	当社代表取締役副社長執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部、原料調達部担当
2008年3月	当社取締役常務執行役員カーボンブラック事業部副事業部長	2015年2月	当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)
2011年3月	当社取締役専務執行役員カーボンブラック事業部長		

■ 取締役候補者とした理由

長坂一氏は、当社及び当社グループ会社において長年にわたり経営に携わり、2015年2月から代表取締役社長を務めております。当社主力事業であるカーボンブラック事業と黒鉛電極事業を中心に豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者
番号 **2** **つじ まさ ふみ** **辻 雅史**

男性

再任



- 生年月日 1963年1月10日 (満61歳)
- 取締役在任年数 7年
- 取締役会への出席状況 100% (21回/21回)
- 所有する当社株式数 64,312株
- 略歴、地位及び担当

1986年4月	当社入社	2022年9月	当社取締役執行役員経営企画部・関係会社事業管理部・戦略投資部・販売企画部・新規事業推進部 管掌 兼 経営企画部長
2015年3月	当社執行役員カーボンブラック事業部長	2023年3月	当社取締役執行役員人事部・総務部・法務部管掌
2016年1月	当社執行役員電極事業部長	2023年9月	当社取締役常務執行役員人事管理兼電極事業部長 (現任)
2017年3月	当社取締役執行役員ファイナカーボン事業部長		
2020年1月	当社取締役執行役員経営企画部・戦略投資部・販売企画部副管掌 兼 経営企画部長		

(重要な兼職の状況) TOKAI ERFTCARBON GmbH取締役会長、Tokai Carbon GE LLC 取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

辻雅史氏は、人事部長、経営企画室長、カーボンブラック事業部長、電極事業部長、ファイナカーボン事業部長等を歴任し、2023年9月から取締役常務執行役員を務めております。企画・管理から営業に至るまで、当社事業に係る豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号 **3** やまぐち かつゆき
山口 勝之

男性

再任



- 生年月日 1964年3月29日 (満59歳)
- 取締役在任年数 5年
- 取締役会への出席状況 100% (21回/21回)
- 所有する当社株式数 36,892株
- 略歴、地位及び担当

1988年4月 当社入社
2018年3月 当社執行役員技術本部長

2019年3月 当社取締役執行役員技術本部長
2021年3月 当社取締役執行役員開発戦略本部長 兼 知的財産部長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

山口勝之氏は、当社入社以来、主に研究開発部門に従事し、技術エンジニアリング部長、技術本部長、開発戦略本部長を歴任し、2019年3月からは取締役執行役員を務めております。当社における豊富な業務経験と、研究開発、製造、エンジニアリング部門に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 **4** やまもと しゅんじ
山本 俊二

男性

再任



- 生年月日 1962年3月8日 (満62歳)
- 取締役在任年数 5年
- 取締役会への出席状況 100% (21回/21回)
- 所有する当社株式数 30,083株
- 略歴、地位及び担当

1985年4月 当社入社
2015年6月 当社カーボンブラック事業部生産技術部長
2016年3月 THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED 取締役社長

2018年3月 当社執行役員、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED 取締役社長
2019年3月 当社取締役執行役員、TCCB Genpar LLC 取締役
2023年3月 当社取締役執行役員技術本部長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

山本俊二氏は、当社入社以来、主に製造部門に従事し、九州若松工場長、カーボンブラック事業部生産技術部長、技術本部長を歴任し、2019年3月からは取締役執行役員を務めております。また、2016年3月からは当社グループ会社のTHAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITEDの経営トップとして手腕を発揮しました。当社における豊富な業務経験と、製造、エンジニアリング部門に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号 **5** やまざき たつひこ
山崎 辰彦

男性

再任



- 生年月日 1964年11月22日 (満59歳)
- 取締役在任年数 1年
- 取締役会への出席状況 100% (16回/16回)
- 所有する当社株式数 22,338株
- 略歴、地位及び担当

1985年4月 当社入社	2020年1月 THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED 取締役社長
2016年3月 当社カーボンブラック事業部生産技術部長	2023年3月 当社取締役執行役員、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED 取締役社長 (現任)
2017年3月 当社カーボンブラック事業部販売部長	

(重要な兼職の状況) THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED 取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

山崎辰彦氏は、当社入社以来、主に当社製造部門に従事し、知多工場長、カーボンブラック事業部生産技術部長、カーボンブラック事業部販売部長を歴任し、2023年3月から取締役執行役員を務めております。また、2020年1月からは当社グループ会社のTHAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITEDの経営トップとして手腕を発揮しております。当社における豊富な業務経験と、製造、エンジニアリング、販売部門に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号 **6** まさき たかし
真先 隆史

男性

新任



- 生年月日 1961年4月6日 (満62歳)
- 所有する当社株式数 37,100株
- 略歴、地位及び担当

1985年4月 当社入社	2018年3月 当社執行役員カーボンブラック事業部長
2014年3月 当社名古屋支店長	2020年1月 当社執行役員人事部・総務部・法務部副管理掌人事部長
2016年3月 当社原料調達部長	2020年7月 当社執行役員精錬ライニング事業部長
2017年3月 当社カーボンブラック事業部長	[現スマルティング&ライニング事業部長 (現任)]

(重要な兼職の状況) Tokai COBEX HoldCo GmbH 取締役会長、Tokai COBEX Savoie SAS 取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

真先隆史氏は、当社入社以来、主に当社販売部門に従事し、名古屋支店長、原料調達部長、人事部長を歴任し、2018年3月から執行役員を務めております。カーボンブラック事業部長、スマルティング&ライニング事業部長としてグローバルな経営手腕を発揮しております。当社における豊富な業務経験と販売部門及び管理部門に関する知見を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者
番号 **7** かんばやし のぶみつ
神林 伸光 男性
再任 社外 独立



- 生年月日 1948年5月28日 (満75歳)
- 社外取締役在任年数 8年
- 取締役会への出席状況 100% (21回/21回)
- 所有する当社株式数 26,200株
- 略歴、地位及び担当

1971年4月	川崎重工業株式会社入社	2010年10月	川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役 船舶海洋カンパニープレジデント
2002年10月	株式会社川崎造船取締役	2013年6月	同社特別顧問
2008年4月	川崎重工業株式会社常務執行役員、株式会社川崎造船取締役副社長	2016年3月	当社社外取締役 (現任)
2010年4月	川崎重工業株式会社常務取締役 (非常勤)、株式会社川崎造船代表取締役社長	2017年6月	乾汽船株式会社社外取締役 (現任)
		2023年6月	一般財団法人日本船舶技術研究協会特別顧問 (現任)

(重要な兼職の状況) 乾汽船株式会社社外取締役、一般財団法人日本船舶技術研究協会特別顧問

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

神林伸光氏は、株式会社川崎造船代表取締役社長、川崎重工業株式会社常務取締役船舶海洋カンパニープレジデント等を歴任し、2016年3月から当社社外取締役に務めております。グローバルに事業展開する製造業の経営者としての豊富な経験と見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する適切な助言を行っており、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号 **8** あさだ まゆみ
浅田 真弓 女性
再任 社外 独立



- 生年月日 1968年2月5日 (満56歳)
- 社外取締役在任年数 3年
- 取締役会への出席状況 100% (21回/21回)
- 所有する当社株式数 10,200株
- 略歴、地位及び担当

2002年10月	弁護士登録、平沼高明法律事務所入所	2020年4月	学校法人二階堂学園理事 (現任)
2014年1月	丸ビルあおい法律事務所代表 (現任)	2021年3月	当社社外取締役 (現任)
2014年3月	順天堂大学大学院医学博士号取得		

(重要な兼職の状況) 丸ビルあおい法律事務所代表、学校法人二階堂学園理事

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

浅田真弓氏は、長年にわたり弁護士を務め、医学博士として医療に関する知見も持ち、これら弁護士・医学博士としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する助言ができるものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者
番号

9

みやざき
宮崎

としろう
俊郎

男性

再任

社外

独立



■ 生年月日	1949年8月21日 (満74歳)
■ 社外取締役在任年数	2年
■ 取締役会への出席状況	100% (21回/21回)
■ 所有する当社株式数	4,000株
■ 略歴、地位及び担当	

1972年4月	三井造船株式会社 [現 株式会社三井E&S]入社	2011年3月	同社代表取締役社長
2007年6月	同社取締役 財務部門、経理部門及びIR・広報担当	2019年3月	同社取締役会長
2008年3月	三井海洋開発株式会社取締役	2020年3月	同社特別顧問
		2022年3月	当社社外取締役 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

宮崎俊郎氏は、三井海洋開発株式会社代表取締役社長、三井造船株式会社取締役等を歴任し、グローバルに事業展開する製造業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行を行う経営陣から独立した立場で経営への助言及び経営の監督機能を果たすことができるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 神林伸光、浅田眞弓及び宮崎俊郎の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 神林伸光、浅田眞弓及び宮崎俊郎の3氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、神林伸光、浅田眞弓及び宮崎俊郎の3氏が社外取締役に就任された場合には、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である長坂一、辻雅史、山口勝之、山本俊二、山崎辰彦、神林伸光、浅田眞弓及び宮崎俊郎の8氏及び取締役に就任された場合に被保険者となる真先隆史氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。各取締役候補者が取締役に就任された場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役掛橋和幸氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

すぎはら かんじ
杉原 幹治

男性

新任



- 生年月日 1958年11月23日（満65歳）
- 所有する当社株式数 37,100株

■ 略歴及び地位

- | | | | |
|---------|------------------------------------|---------|-------------------------|
| 1984年4月 | 当社入社 | 2015年3月 | 当社取締役常務執行役員ファインカーボン事業部長 |
| 2013年3月 | 当社執行役員ファインカーボン事業部担当補佐兼ファインカーボン事業部長 | 2016年1月 | 当社取締役、東海高熱工業株式会社取締役副社長 |
| 2014年3月 | 当社取締役執行役員ファインカーボン事業部長 | 2018年3月 | 東海高熱工業株式会社取締役副社長（現任） |

■ 監査役候補者とした理由

杉原幹治氏は、当社及び当社グループ会社において長年にわたり主に製造・技術・研究開発部門に従事し、2014年3月から取締役を務め、2016年1月より当社グループ会社である東海高熱工業株式会社の副社長を務めております。ファインカーボン事業及び工業炉事業を中心に製造・技術・研究開発関連の豊富な経験と知見を有することから、監査役として当社経営に対して適切な助言ができるものと判断しております。

- (注) 1. 杉原幹治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、杉原幹治氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査役に就任された場合に被保険者となる杉原幹治氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。なお、同氏が監査役に就任された場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本件に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

おぬま としや
小沼 俊哉

男性

社外 独立

■ 生年月日 1971年1月23日（満53歳）
■ 所有する当社株式数 0株



■ 略歴及び地位

1997年10月 中央監査法人入所
2003年4月 公認会計士登録

2004年6月 小沼公認会計士事務所代表（現任）
2010年11月 税理士登録

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

小沼俊哉氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する知識及び法定監査の経験に加えて、税理士としての税務に関する専門的な知識と経験を有しております。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の経験に基づく見識を有しているため、社外監査役として当社経営に対して適切な助言ができるものと判断しております。

- (注) 1. 小沼俊哉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小沼俊哉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 小沼俊哉氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、小沼俊哉氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、小沼俊哉氏が社外監査役に就任された場合には、被保険者である同氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。なお、同氏が社外監査役に就任された場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

【ご参考】株主総会後の役員のスキル・マトリックス

		取締役及び監査役に期待する知見・経験									
氏名	性別	在任期間 (年)	企業経営	財務・会計	法 務 ・リスク管理	グローバル	製造・技術 ・ I C T	営 業 ・マーケティング	人 事 ・人材開発	E S G ・サステナビリティ	
取 締 役	長坂 一	男性	18	●			●		●	●	●
	辻 雅史	男性	7	●		●	●			●	●
	山口 勝之	男性	5					●	●		●
	山本 俊二	男性	5	●			●	●			
	山崎 辰彦	男性	1	●			●	●	●		
	真先 隆史	男性	—	●			●		●		
	神林 伸光	男性	8	●		●	●		●	●	
	浅田 眞弓	女性	3			●				●	●
	宮崎 俊郎	男性	2	●	●	●				●	●
監 査 役	芹澤 雄二	男性	1			●	●				
	杉原 幹治	男性	—			●		●			
	小柏 薫	男性	4		●	●					
	松島 義則	男性	1		●	●					

(ご参考)

当社は、社外役員の独立性に関して、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下のとおり独自の基準を定めており、以下のいずれの基準にも該当していないことを確認の上、判断しております。

【社外役員独立性基準】

- 1 当社グループ（当社及びその連結子会社）の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人）（過去に当社グループにおいて業務執行者であった者を含む）
- 2 当社の現在の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を有する株主）又はその業務執行者
- 3 (1) 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社との取引額が当社年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
(2) 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者又はその業務執行者
- 4 当社グループの主要な借入先（直近の事業年度末の借入残高が当社連結総資産の2%を超える者）又はその業務執行者
- 5 コンサルタント、弁護士、公認会計士その他の専門的サービスを提供する者については、当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間10百万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者で、その者が所属する会計・法律事務所その他の団体が、当社グループを主要な取引先（当該団体の年間売上高の2%以上を基準とする）としていること
- 6 当社の会計監査人の代表社員又は社員
- 7 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する法人の業務執行者
- 8 当社グループから多額の寄付・助成（年間10百万円以上を基準とする）を受けている者又はその業務執行者
- 9 当社グループの役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）又は使用人を、役員等に選任している法人の業務執行者
- 10 1.-9.に掲げる者の近親者（配偶者又は2親等以内の親族）
- 11 過去3年間において2.-9.に該当する者、もしくはその近親者

上記のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

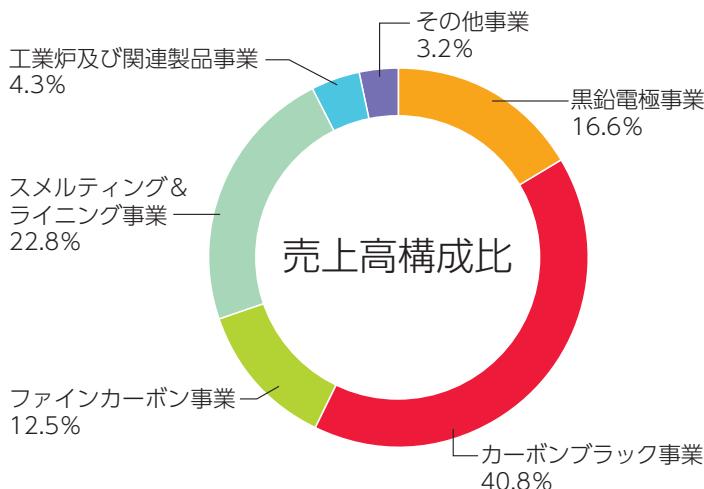
① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の世界経済は、年初、供給制約の緩和や中国経済再開等のプラス要因が目立ったものの、その後は、欧米の高インフレ・高金利の持続や中国経済の減速等を受け停滞感が強まる展開となりました。ウクライナ危機の長期化や中東情勢悪化、米中対立等の地政学的緊張の高まり、中国経済の下振れ、インフレ再燃などがリスク要因となり、世界経済の先行きに係る不確実性は高まりました。

このような情勢下、当社グループにおいては、2023年2月に公表したローリング中期経営計画「T-2025」の中で、「主力事業の成長軌道回帰」「事業ポートフォリオの最適化（選択と集中）」「サステナビリティ経営基盤構築」の3つの基本方針を掲げ、2025年の定量目標として、売上高4,840億円、営業利益690億円、ROS14%、EBITDA1,130億円の達成を目指してまいりました。主力事業である黒鉛電極やカーボンブラックを中心に、原材料価格等の原価上昇を売価に転嫁することにより適正利潤確保を図るとともに、将来の需要拡大を睨んだ生産性の向上と生産能力の増強も着実に進めてきました。またカーボンニュートラルの実現に向け、2022年2月に発足したカーボンニュートラル推進委員会を中心に、連結ベースでのCO₂排出量の削減を進める一方、関連技術の探求・調査にも取り組みました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前期比6.9%増の3,639億4千6百万円となりました。営業利益は前期比4.6%減の387億2千8百万円となりました。経常利益は前期比2.2%減の416億7百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期比13.6%増の254億6千8百万円となりました。

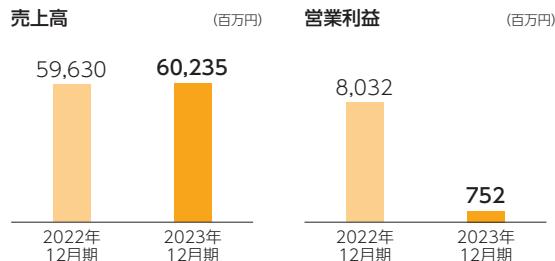
売上高	3,639億4千6百万円	前期比 6.9%増	▲
営業利益	387億2千8百万円	前期比 4.6%減	▼
経常利益	416億7百万円	前期比 2.2%減	▼
親会社株主に帰属する当期純利益	254億6千8百万円	前期比 13.6%増	▲



黒鉛電極事業



電炉による製鋼で、スクラップ（鉄くず）を溶かしてリサイクルする工程の導電体として使用されます。



北米を中心に大口径電極が堅調に推移しましたが、欧州ではエネルギーコストの高止まりと稼働率低下により製造コストが増加する一方で、同地域の鉄鋼生産の低迷を受け、販売量が落ち込む中、電極市況も軟化したため棚卸資産の評価損を計上するに至りました。

この結果、当事業の売上高は前期比1.0%増の602億3千5百万円となり、営業利益は前期比90.6%減の7億5千2百万円となりました。

カーボンブラック事業



タイヤのゴム補強材として使われるほか工業用ゴム製品、黒色インキの顔料としても使用されます。



自動車生産の回復に伴い新車用タイヤ需要は増加していますが、補修用タイヤ需要は顧客の在庫調整により減少したため、販売数量は前期比で減少しました。販売価格については、米国を中心に引き上げられ、環境設備投資の減価償却費負担の一部が補填されたことで前期比増収増益となりました。

この結果、当事業の売上高は前期比7.2%増の1,484億2千3百万円となり、営業利益は前期比73.5%増の213億3百万円となりました。

ファインカーボン事業



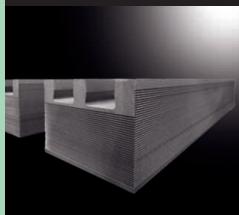
半導体用シリコンや太陽電池の製造過程等で使用されます。
また、LED製造装置の部材としても使われています。



スマートフォンやパソコン需要低下による顧客の在庫調整及び米国の対中半導体規制長期化の影響を受けメモリ半導体市場向けの製品需要が停滞しました。これによりメモリ半導体向けのエッチング装置にて使用されるSolid SiC製品の販売が落ち込み、パワー半導体向け製品や一般産業向け需要の堅調さにより一部補填されたものの、前期比減収減益となりました。

この結果、当事業の売上高は前期比8.2%減の453億1千9百万円となり、営業利益は前期比28.4%減の106億1千7百万円となりました。

スメルティング&ライニング事業



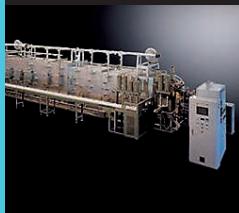
アルミ電解用のカソード（陰極）をはじめ、鉄鋼メーカー向けの高炉用ブロック、金属シリコン等の製錬炉で使われる炭素電極等を製造・販売しています。



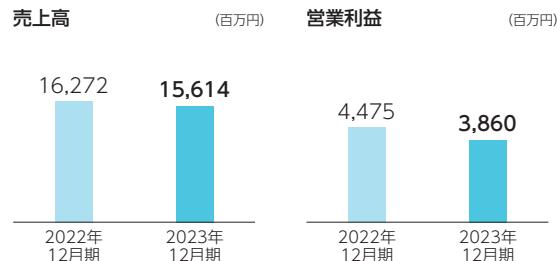
カソードブロックのユーザーであるアルミ電解炉事業者の操業率は、エネルギーコストの違いで地域的な濃淡が出ているものの、特に新興国向けの出荷が堅調に推移しました。原材料やエネルギーコストは大きく上昇したものの、販売価格へ転嫁することで採算の維持に努めました。

この結果、当事業の売上高は前期比27.0%増の828億2千万円となり、営業利益は前期比71.3%増の23億5百万円となりました。

工業炉及び関連製品事業



セラミック、電子部品、金属、ガラス等を熱処理するときに使われます。グループ企業である東海高熱工業(株)が製造・販売しています。



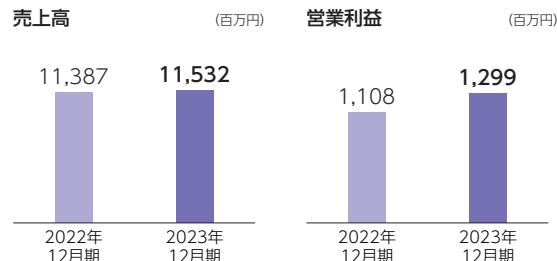
工業炉及び発熱体の売上高及び営業利益は、主要顧客であるエネルギー関連業界及び電子部品関連業界の在庫調整やプロジェクトの遅れ等により前期比減となりました。

この結果、当事業の売上高は前期比4.0%減の156億1千4百万円となり、営業利益は前期比13.7%減の38億6千万円となりました。

その他事業



摩擦材は、産業機械やさまざまな乗り物のブレーキ等の部品に使用されます。負極材は、電気自動車等に用いられるリチウムイオン二次電池用負極材です。



摩擦材 二輪向けについては北米・欧州を中心に堅調に推移したものの、建機、電磁向けで中国の需要低下に伴い減販となり減収となりました。

この結果、摩擦材の売上高は前期比3.9%減の89億9千5百万円となりました。

負極材 当社材が採用されているEV及びESS (Energy Storage System) の一時的な販売回復がありました。

この結果、負極材の売上高は前期比27.3%増の24億4百万円となりました。

その他 不動産賃貸等その他の売上高は前期比2.8%減の1億3千2百万円となりました。

以上により、当事業の売上高は前期比1.3%増の115億3千2百万円となり、営業利益は前期比17.3%増の12億9千9百万円となりました。

事業別の売上高・営業利益

(単位：百万円)

区 分	2022年度（前連結会計年度）		2023年度（当連結会計年度）	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益
黒鉛電極事業	59,630	8,032	60,235	752
カーボンブラック事業	138,484	12,282	148,423	21,303
ファインカーボン事業	49,393	14,825	45,319	10,617
スマルティング&ライニング事業	65,203	1,345	82,820	2,305
工業炉及び関連製品事業	16,272	4,475	15,614	3,860
摩 擦 材	9,362		8,995	
負 極 材	1,888		2,404	
そ の 他	136		132	
そ の 他 事 業	11,387	1,108	11,532	1,299
調 整 額	－	△1,480	－	△1,409
合 計	340,371	40,588	363,946	38,728

② 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、借入金並びに社債及びコマーシャル・ペーパーの発行による資金調達を行っております。なお、当期末現在における当社グループの借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーの合計額は、1,666億円であります。

当社は、主に運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と総額100億円のコミットメントライン契約及び総額848億円の当座貸越契約をそれぞれ締結しております。なお、上記契約のうち、当連結会計年度末における当座貸越契約に基づく借入実行残高は70億円であります。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、主にカーボンブラック事業におけるTokai Carbon CB Ltd.の環境対応等により総額533億1千6百万円（前期比10.7%増）の設備投資を実施しております。

2. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	201,542	258,874	340,371	363,946
経常利益 (百万円)	6,262	24,770	42,521	41,607
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,019	16,105	22,418	25,468
1株当たり当期純利益 (円)	4.78	75.55	105.16	119.45
総資産 (百万円)	459,709	512,503	576,465	640,005
純資産 (百万円)	224,815	256,570	300,868	360,103
1株当たり純資産額 (円)	944.16	1,075.19	1,260.95	1,521.89

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	48,915	58,646	74,570	78,106
経常利益 (百万円)	4,758	5,926	21,230	15,068
当期純利益 (百万円)	4,349	7,126	18,607	12,450
1株当たり当期純利益 (円)	20.40	33.43	87.28	58.40
総資産 (百万円)	305,707	327,488	336,648	355,271
純資産 (百万円)	121,271	123,897	136,901	147,601
1株当たり純資産額 (円)	568.89	581.18	642.14	692.26

3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
TOKAI CARBON GE LLC(注)1,3	—	100.0 (100.0)	黒鉛電極の製造販売
TOKAI ERFTCARBON GmbH	818,067 ユーロ	100.0	黒鉛電極の製造販売
Tokai Carbon CB Ltd.(注)1,3	—	100.0 (100.0)	カーボンブラックの製造販売
THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	3,300,000 キバーツ	100.0	カーボンブラックの製造販売
Cancarb Limited	80,276 千カナダドル	100.0	カーボンブラックの製造販売
TOKAI CARBON KOREA CO., LTD. (注)2	5,837,500 千韓国ウォン	47.4	ファインカーボンの製造販売
Tokai Carbon (Dalian) Co., Ltd.	11,000 千人民元	51.0	ファインカーボンの製造販売
東海ファインカーボン株式会社	220 百万円	100.0	ファインカーボンの製造販売
Tokai COBEX GmbH(注)3	25,100 ユーロ	100.0 (100.0)	アルミ電解用カソード、高炉用ブロック、炭素電極等の製造販売
東海高熱工業株式会社	1,400 百万円	100.0	工業炉、炭化けい素発熱体の製造販売

(注) 1. 米国法上のLimited Liability Company及びLimited Partnershipについては、資本金の概念と正確に一致するものがないことから資本金の額は記載しておりません。

2. TOKAI CARBON KOREA CO., LTD.は、当社の議決権比率が47.4%ですが、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)第7項に基づく実質基準により連結子会社としております。

3. 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率を内数で表記しております。

③ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

① T-2025進捗状況

(総括)

当社グループにおいては、2023年2月に2023年から2025年までの3年間を対象とするローリング中期経営計画「T-2025」を策定・開示し、「主力事業の成長軌道回帰」「事業ポートフォリオの最適化（選択と集中）」「サステナビリティ経営基盤構築」の3つの基本方針を掲げ、事業活動を展開してまいりました。主力事業である黒鉛電極やカーボンブラックを中心に、原材料価格等の原価上昇を売価に転嫁することにより適正利潤確保を図るとともに、将来の需要拡大を睨んだ生産性の向上と生産能力の増強も着実に進めたものの、対面業界である鉄鋼・半導体の市況低迷や競争激化等により、T-2025初年度の2023年の実績については、当初想定した売上高4,100億円、営業利益450億円を下回り、売上高3,639億4千6百万円、営業利益387億2千8百万円という結果となりました。

(主力事業の成長軌道回帰)

黒鉛電極事業は、世界的な鉄鋼景気の減速と電炉稼働率の低下による欧州を中心とした価格競争の激化や、安価な中国産黒鉛電極のアジア市場への流入により市場価格が下落する中、コスト削減や売価の維持・引き上げに取り組んできましたが、市況悪化を打ち返すには至らず、成長軌道回帰は道半ばという結果になりました。カーボンブラック事業は、半導体不足などサプライチェーンの混乱で低迷した自動車生産が着実に回復する中、環境設備投資等に着実に取り組む一方、原価上昇分の価格転嫁に取り組んだことにより、増収増益を果たし、当期当社業績を支えました。

(事業ポートフォリオの最適化)

2021年11月に決議した「事業ポートフォリオマネジメント基本方針」に基づき、自社の資本コストを踏まえた収益力・資本効率性の目標設定とモニタリングに加え、長期ビジョンとの整合性や中長期的な成長等の視点も加味して、適切に事業ポートフォリオの分析・評価を実施しております。成長事業であるファインカーボン事業や工業炉及び関連製品事業においては、将来の産業構造の変化も見据えた中長期的な成長を目指して、生産能力の増産投資を着実に実施しています。

(サステナビリティ経営基盤構築)

カーボンニュートラルの実現に向け、2022年2月に発足したカーボンニュートラル推進委員会を中心に、2050年カーボンニュートラル実現を果たすべく、2030年にはCO₂排出量の25%削減（2018年比）を目指し、社内外関係者と協働した関連技術の探求・調査にも取り組んでいます。また、2023年度より、役員報酬にサステナビリティ・パフォーマンスを連動させることとする一方、従業員エンゲージメント・サーベイを活用したエンゲージメント向上策にも取り組んでいます。

② 対処すべき課題

2030年の長期ビジョン実現に向け、当社は、新たなローリング中期経営計画「T-2026」を策定・開示しました。「主力事業の収益基盤強化」「事業ポートフォリオマネジメントの高度化」「サステナビリティ経営の推進」の3つの基本方針を掲げ、取り組んでまいります。

「主力事業の収益基盤強化」のポイントは低迷を続ける黒鉛電極事業であり、抜本的な構造改革を断行し、事業体質の改善を図ります。

「事業ポートフォリオマネジメントの高度化」に関しては、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、事業の成長性と資本収益性を踏まえた「選択と集中」に取り組みます。

「サステナビリティ経営の推進」については、喫緊のカーボンニュートラル対応を推進する一方、人的資本を重視した経営にも取り組んでいきます。

5. 主要な事業内容

事業内容	主要製品
黒鉛電極事業	電気製鋼炉用黒鉛電極
カーボンブラック事業	カーボンブラック(ゴム製品用・黒色顔料用・導電用)
ファインカーボン事業	特殊炭素製品、ソリッドSiC、SiCコート
スメルティング&ライニング事業	アルミ電解用カソード、高炉用ブロック、炭素電極等
工業炉及び関連製品事業	工業用電気炉、炭化けい素発熱体
その他事業	摩擦材、リチウムイオン二次電池用負極材

6. 主要な営業所及び工場

会社名	所在地
東海カーボン株式会社	本社(東京都)、支店(大阪府、愛知県)、工場(宮城県、神奈川県、愛知県、滋賀県、山口県、福岡県、熊本県)、研究所(静岡県、神奈川県、愛知県、山口県、熊本県)
東海ファインカーボン株式会社	本社・工場(神奈川県)、工場(山梨県)、営業所(大阪府)
東海高熱工業株式会社	本社(東京都)、支店(京都府)、工場(宮城県)
東海マテリアル株式会社	本社・工場(千葉県)
TOKAI CARBON GE LLC	本社・工場(米国)
TOKAI ERFTCARBON GmbH	本社・工場(ドイツ)
Tokai Carbon CB Ltd.	本社・工場(米国)
THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	本社・工場(タイ)
Cancarb Limited	本社・工場(カナダ)
TOKAI CARBON KOREA CO., LTD.	本社・工場(韓国)
Tokai Carbon (Dalian) Co., Ltd.	本社・工場(中国)
Tokai COBEX GmbH	本社(ドイツ)、工場(ポーランド)、販売拠点(中国)
Tokai COBEX Savoie SAS	本社・工場(フランス)

7. 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
黒鉛電極事業	646	24 減
カーボンブラック事業	871	69 増
ファイナカーボン事業	975	5 増
スマルティング&ライニング事業	1,229	7 増
工業炉及び関連製品事業	278	4 増
その他事業	309	8 減
全社(共通)	119	4 減
合計	4,427	49 増

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は特定の事業セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男性	707	11 増	42.6	16.0
女性	72	5 増	41.1	11.2
合計	779	16 増	42.5	15.6

(注) 従業員数は就業人員数であります。

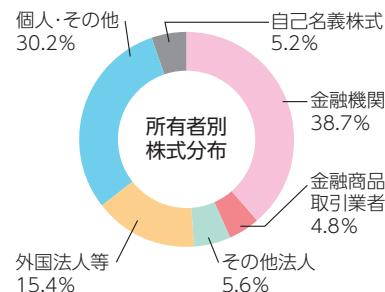
8. 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	15,460
株式会社山梨中央銀行	6,000
株式会社滋賀銀行	5,250
株式会社三井住友銀行	4,250
株式会社山口銀行	3,000
株式会社岩手銀行	3,000

2 会社の現況

1. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 598,764,000株
- ② 発行済株式の総数 224,943,104株
- ③ 株主数 109,024名（前期末比20,374名増）



4 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	43,444	20.38
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	18,005	8.44
株式会社三菱UFJ銀行	5,827	2.73
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,609	2.16
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	2,744	1.29
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,633	1.24
J P モルガン証券株式会社	2,566	1.20
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,529	1.19
東京海上日動火災保険株式会社	2,426	1.14
明治安田生命保険相互会社	2,032	0.95

- (注) 1. 当社は、自己株式を11,727千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役及び海外駐在社内取締役を除く)	22,311	4

6 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. コーポレート・ガバナンスの状況と会社役員に関する事項

① コーポレート・ガバナンスの状況

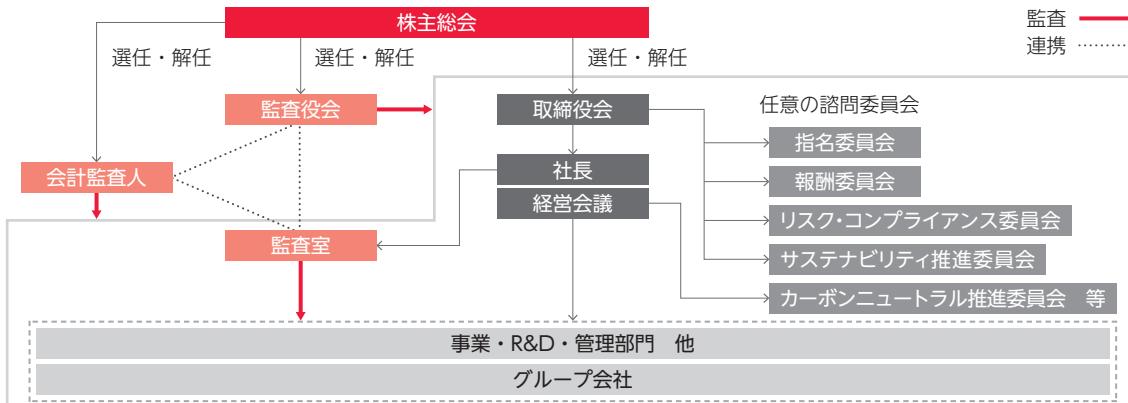
a 基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を経営の最重要課題としており、その実現のために、お客様、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応え、良好な関係を構築していくことが重要との考えの下、「信頼の絆」を基本理念といたしております。このような観点から、「行動指針」、「グローバル行動規範」の考え方も踏まえ、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

b コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制 模式図



【取締役会】

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、原則、月次で開催しております。取締役は8名であり、うち3名は社外取締役です。取締役会の任意の諮問委員会として、社外取締役が過半数を占める指名委員会・報酬委員会を設置し、取締役会傘下の任意の委員会として、リスク・コンプライアンス委員会及びサステナビリティ推進委員会を設置しております。

【監査役・監査役会】

当社は、監査役会を原則月次で開催しております。監査役は4名であり、うち2名は社外監査役です。監査役は、監査役会で決議した監査方針・計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席や業務及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務遂行状況を監査しております。

【業務執行】

取締役会の下に経営会議を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する重要事項を協議決定しております。経営会議傘下には、各種委員会が設置され、審議結果を経営会議に上程することにより、経営会議の協議を補完しております。また、当社は、業務執行を行う役員の機能・責任明確化の観点から、執行役員制度を導入しており、取締役会において選任された17名の執行役員が業務執行を担っております。

【内部監査・会計監査】

当社は、内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、当社及びグループ各社の業務に関する内部監査等を通じて内部統制の改善強化に努めております。指摘事項の改善状況については、監査後のフォローアップを徹底しております。また重要な監査結果は取締役会に報告しております。

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査人は、独立の第三者としての立場から計算書類及び財務諸表監査を実施し、当社は監査の結果の報告を受けて、内部統制等の検討課題等について適宜意見を交換し、指摘事項等の改善を実施しております。また、当社は会計監査人に対し情報やデータを提供し、迅速かつ正確な監査が実施できるような環境を整えております。なお、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

c 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、監査役による監査と内部監査機能の強化を基本としつつ、複数の社外取締役の選任や任意の委員会の設置によって取締役会の経営監督機能を強化し、適正な経営管理体制の実現を図っております。また、当社は、業務執行を行う役員の機能・責任明確化の観点から、執行役員制度を導入しており、経営会議設置と併せ、業務執行機能の充実・強化を図っております。現行体制は、有効に機能していると考えておりますが、引き続き、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

② 会社役員に関する事項

a 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	長 坂 一	
取 締 役 常務執行役員	辻 雅 史	人事部管掌 兼 電極事業部長 (TOKAI ERFTCARBON GmbH 取締役会長、Tokai Carbon GE LLC 取締役会長)
取 締 役 執行役員	山 口 勝 之	開発戦略本部長 兼 知的財産部長
取 締 役 執行役員	山 本 俊 二	技術本部長
取 締 役 執行役員	山 崎 辰 彦	(THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED 取締役社長)
取 締 役	神 林 伸 光	(乾汽船株式会社社外取締役、一般財団法人日本船舶技術研究協会特別顧問)
取 締 役	浅 田 眞 弓	(丸ビルあおい法律事務所代表、学校法人二階堂学園理事)
取 締 役	宮 崎 俊 郎	
常 勤 監 査 役	芹 澤 雄 二	
常 勤 監 査 役	掛 橋 和 幸	
監 査 役	小 柏 薫	(小柏薫税理士事務所代表、センコン物流株式会社社外取締役監査等委員)
監 査 役	松 島 義 則	(松島公認会計士事務所代表)

- (注) 1. 取締役のうち、山崎辰彦氏は2023年3月30日開催の2022年度定時株主総会において選任され就任いたしました。
2. 芹澤雄二氏は2023年3月30日開催の2022年度定時株主総会終結の時をもって当社取締役を任期満了により退任いたしました。
3. 細谷正直及び檜浦幹和の両氏は2023年3月30日開催の2022年度定時株主総会終結の時をもって当社監査役を任期満了により退任いたしました。
4. 監査役のうち、芹澤雄二及び松島義則の両氏は2023年3月30日開催の2022年度定時株主総会において選任され就任いたしました。
5. 取締役のうち、神林伸光、浅田眞弓及び宮崎俊郎の3氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役のうち、小柏薫及び松島義則の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 当社は、社外取締役の神林伸光、浅田眞弓及び宮崎俊郎の3氏並びに社外監査役の小柏薫及び松島義則の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 監査役のうち、小柏薫氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 監査役のうち、松島義則氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

専任執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	増 田 浩 文	(東海運輸株式会社代表取締役社長)
執 行 役 員	高 橋 宏	(東海マテリアル株式会社代表取締役社長)
執 行 役 員	真 先 隆 史	スマルティング&ライニング事業部長 (Tokai COBEX HoldCo GmbH 取締役会長、Tokai COBEX Savoie SAS 取締役会長)
執 行 役 員	片 岡 和 人	新規事業推進部管掌 兼 新規事業推進部長
執 行 役 員	三 浦 光 治	知多研究所長
執 行 役 員	榎 谷 謙 士	(Tokai Carbon US Holdings Inc. 取締役社長)
執 行 役 員	中 島 健 志	摩擦材事業部長 (Tokai Carbon (Suzhou) Co., Ltd. 董事長)
執 行 役 員	山 田 晃	総務部・法務部管掌 兼 総務部長 兼 法務部長
執 行 役 員	佐 藤 昭 彦	経営企画部管掌 兼 経営企画部長
執 行 役 員	灰 野 和 義	防府研究所長
執 行 役 員	町 原 啓 一 郎	技術本部副本部長 兼 技術エンジニアリング部長 兼 CBビジネス再構築プロジェクトエンジニアリングアドバイザー
執 行 役 員	佐 藤 維 之	戦略企画部管掌 (Tokai COBEX Polska sp. z.o.o. 取締役会長)

b 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の神林伸光、浅田真弓及び宮崎俊郎の3氏、並びに監査役の芹澤雄二、掛橋和幸、小柏薫及び松島義則の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

c 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び記名子会社の社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員及び退任役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。保険料は全額当社が負担しております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

a 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び執行役員の報酬額決定方針は、取締役会での決議事項であり、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、業務執行を担う役員が高い経営目標の達成及び中長期的な企業価値の最大化に強くコミットすることを目的とし、以下の要件を満たす水準を確保した上で、当社の業績及び個人のパフォーマンスや成果に見合った金額となるようにしております。

- ・短期及び中長期の経営目標に対する役員のコミットメントを促す報酬
- ・現在又は将来の役員候補への動機づけとして機能し、競合他社比劣後しない水準の報酬
- ・役員、株主や投資家に対する説明責任が果たせる透明性や合理性の担保された報酬

当社の役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績目標の達成度によって変動する「業績連動報酬」及び「株式報酬」によって構成されております。業務執行を担う取締役については、各役員の実績と当社業績に及ぼす影響の大きさに鑑み、上位役員ほど「基本報酬」に対する「業績連動報酬」の割合が高くなっております。

また、当社の個人別の報酬等の内容については、その決定の独立性を担保するため、社外取締役が過半数を占める報酬委員会に取締役会より委任し決定しています。報酬委員会は、社外取締役 神林伸光（委員長）、社外取締役 浅田真弓、社外取締役 宮崎俊郎、代表取締役社長 社長執行役員 長坂一の4氏によって構成されております。2023年度は5回開催し、取締役及び執行役員の報酬制度の検討及び経営成績や取締役及び執行役員の職責、成果等を踏まえた個人別報酬額を決定しました。決定にあたっては、報酬委員会において、決定方針との整合性を含めた多角的な検討が行われていることから、取締役会においても、同内容が適切に決定されていると判断しています。監査役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【基本報酬】

役位に応じた基準額に査定を反映して決定します。

【業績連動報酬】

業績連動報酬は、短期インセンティブ報酬と中長期インセンティブ報酬によって構成されます。

短期インセンティブ報酬は、役位に応じて基準額を定め、財務目標指標及び個人目標達成度（含サステナビリティ目標）に応じて、基準額の10%～200%の範囲内で支給額を決定します。具体的な評価項目と評価割合は次のとおりです。財務目標指標は、中期経営計画において重視している項目を採用しております。

評価項目	評価割合
単年度財務目標達成度 (売上高、ROS、ROIC、フリーキャッシュフロー)	80%
個人目標達成度 (含サステナビリティ目標達成度)	20%

中長期インセンティブ報酬は、役位に応じて基準額を定め、財務目標指標、ESG評価機関のスコア・格付改善度及び、個人目標達成度に応じて、基準額の10%~200%の範囲内で支給額を決定します。具体的な評価項目と評価割合は次のとおりです。財務目標指標は、中期経営計画において重視している項目を採用しております。

評価項目	評価割合
中計対象期間（3年）財務目標達成度 (売上高、ROS、ROIC、フリーキャッシュフロー) 及びESG評価機関スコア・格付改善度	80%
個人目標達成度	20%

また、業務執行から独立した非業務執行取締役及び監査役には、業績連動報酬はふさわしくないため、基本報酬のみの構成としています。

短期インセンティブ報酬の全社業績評価において参照した指標の状況は、次のとおりです。

財務目標指標	目標値	実績値
売上高	4,104億円	3,639億円
R O S	11.0%	10.6%
R O I C	7.0%	5.9%
フリーキャッシュフロー	△36.5億円	△1.2億円

【株式報酬】

社外取締役を除く取締役に対して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を金銭債権として、年額1億円以内で支給しています。譲渡制限期間は割当を受けた日より30年間とし、譲渡制限期間の満了、任期満了による退任、死亡その他正当な理由により退任となった場合、取締役会の決議により譲渡制限を解除いたします。株式報酬は、基本報酬と業績連動報酬の合計額に対して、個人別の業績貢献割合に応じて最大15%の株式報酬配分額を決定します。

【報酬構成割合】

役職別の報酬構成割合は、社長の業績等連動報酬割合（ここでは、業績連動報酬＋株式報酬）の割合をいう、約5割）を最上位とし、役位の順に従って、執行役員（同約4割）へ業績等連動報酬割合が逡減する報酬体系としています。

b 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動型 報酬 賞与	非金銭報酬 譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役除く)	208	96	92	18	6
監査役 (社外監査役除く)	37	37	—	—	3
社外役員	社外取締役	39	—	—	3
	社外監査役	14	—	—	3
計	299	188	92	18	15

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2006年3月30日開催の2005年度定時株主総会において、年額合計3億5,000万円以内(取締役員数13名以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
 2. 譲渡制限付株式報酬は2020年3月27日開催の2019年度定時株主総会において、年額100百万円以内、株式数の上限を年100,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は6名です。
 3. 監査役報酬限度額は2006年3月30日開催の2005年度定時株主総会において、年額合計6,500万円以内(監査役員数4名以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
 4. 当事業年度末現在の役員の人数は、取締役8名(うち社外取締役3名)及び監査役4名(うち社外監査役2名)であります。

④ 社外役員に関する事項

a 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	主 要 兼 務 先	兼 務 役 職
社外取締役	神 林 伸 光	乾汽船株式会社 一般財団法人日本船舶技術研究協会	社外取締役 特別顧問
社外取締役	浅 田 眞 弓	丸ビルあおい法律事務所 学校法人二階堂学園	代表 理事
社外取締役	宮 崎 俊 郎		
社外監査役	小 柏 薫	小柏薫税理士事務所 センコン物流株式会社	代表 社外取締役監査等委員
社外監査役	松 島 義 則	松島公認会計士事務所	代表

- (注) 1. 当社と乾汽船株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
 2. 当社と一般財団法人日本船舶技術研究協会との間に、重要な取引関係はありません。
 3. 当社と丸ビルあおい法律事務所との間に、重要な取引関係はありません。
 4. 当社と学校法人二階堂学園との間に、重要な取引関係はありません。
 5. 当社と小柏薫税理士事務所との間に、重要な取引関係はありません。
 6. 当社とセンコン物流株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
 7. 当社と松島公認会計士事務所との間に、重要な取引関係はありません。

b 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	神 林 伸 光	神林氏は非常勤取締役として、21回開催の取締役会に21回出席いたしました。他上場会社における経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、また経営全般について、適宜質問・提言を行いました。
取 締 役	浅 田 眞 弓	浅田氏は非常勤取締役として、21回開催の取締役会に21回出席いたしました。弁護士、医学博士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、また経営全般について、適宜質問・提言を行いました。
取 締 役	宮 崎 俊 郎	宮崎氏は非常勤取締役として、21回開催の取締役会に21回出席いたしました。他上場会社における経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、また経営全般について、適宜質問・提言を行いました。
監 査 役	小 柏 薫	小柏氏は非常勤監査役として、21回開催の取締役会に21回出席、18回開催の監査役会に18回出席いたしました。税理士としての職務を通じて培われた専門知識、豊富な経験及び見識に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。
監 査 役	松 島 義 則	松島氏は2023年3月30日付け就任以降、非常勤監査役として、16回開催の取締役会に16回出席、13回開催の監査役会に13回出席いたしました。公認会計士、税理士としての職務を通じて培われた専門知識、豊富な経験及び見識に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。

4. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区	分	報酬等の額
(a)当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額		85 百万円
(b)上記(a)の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額		85 百万円
(c)上記(b)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額		74 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、(c)の金額はこれらの金額を合計しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、TOKAI CARBON GE LLC、TOKAI ERFTCARBON GmbH、Tokai Carbon CB Ltd.、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、Cancarb Limited、TOKAI CARBON KOREA Co.,Ltd.、Tokai Carbon(Dalian) Co.,Ltd.及びTokai COBEX GmbHは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を精査し検討した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「再生可能エネルギー促進賦課金減免申請業務」を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適正な職務の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等のほか、会計監査人の変更が相当と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要 該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について基本方針を以下のとおり定めております（2023年12月31日現在）。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- （1）「基本理念」、「行動指針」及び「グローバル行動規範」等の制定、内部通報制度の適正な運用、コンプライアンス確保のための教育の実施等により、当社グループとして、法令、定款及び社内規程の遵守を前提とする職務の執行を徹底する。
- （2）取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程に従い、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- （3）監査役は、法令、定款及び「監査役会規程」その他の社内規程に従い、取締役の職務の執行を監査する。
- （4）内部監査部門は、「内部監査規程」に従い、当社グループの業務に関する内部監査等を実施し、内部統制の改善強化に努める。
- （5）当社は、「財務報告に係る内部統制システム構築の基本方針」及び「財務報告に係る内部統制規程」等を定め、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- （1）情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理し、取締役及び監査役が効率的に閲覧・検索できる体制を整備する。
- （2）「情報開示基本方針」に従い、開示すべき情報について、その事実を迅速かつ適時適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- （1）当社は、業務運営上の様々な損失の危険や潜在的な事業リスクを回避・低減し、重大な災害・事故等の不測の事態に対処するため、方法及び体制等を社内規程で定め、適正に対応する。
- （2）当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会は、リスク及びコンプライアンスに関する重要事項について討議し、その結果を踏まえ関係室部等に助言を行うと共に取締役会に対して報告・提言を行う。
- （3）「子会社管理規程」に基づき、当社は子会社から当社グループに著しい損失を及ぼす恐れのある事項の報告を受け、当社グループにおけるリスクの把握と管理に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- （1）当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を推進するため、執行役員制度を導入する。執行役員は、取締役会の決定の下、代表取締役の委任に基づき、特定業務の執行を担当する。
- （2）当社は、当社グループの全社的な目標である中期経営計画及び毎事業年度の予算を策定し、目標達成に

向け具体的施策を立案実行する。

- (3) 当社は、連結ベースの財務報告を作成し、その実績、分析等を取締役に報告する。
- (4) 当社は、当社取締役及び執行役員等で構成する経営会議等の重要な会議に於いて、重要事項につき審議する。
- (5) 当社は、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置し、取締役及び執行役員の評価・選任や報酬に関する客観性を担保する。

5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、事業目的の遂行と企業集団としての経営効率化の向上に資するよう、「子会社管理規程」に従い、子会社の定期的な計画、財務状況の報告と重要案件の事前報告・協議等を行い、業務の適正を確保する。
- (2) 当社は、当社役職員を子会社の取締役や監査役として派遣することで、グループガバナンスの強化を図ると共に、リスク管理及びコンプライアンスの周知徹底を図る体制を整備する。

6 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを配置し、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。
- (2) 監査役スタッフの任免及び評価について、常勤監査役の同意を得るものとする。

7 監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われるための体制

- (1) 役職員は、法令及び定款に違反する事実並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項（子会社管理規程に則り、子会社から報告を受ける事項を含む）について、社内規程に従い、速やかに当社及び当社監査役に報告する。また、報告を行ったことを理由として不当な扱いを受けないものとする。
- (2) 監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況を聴取する。
- (3) 監査役、監査法人及び内部監査部門との間でそれぞれ相互に意思疎通及び情報交換を図る。
- (4) 監査役職務の執行に必要な費用は、監査役の請求に応じて支出する。

(内部統制システムの運用状況の概要)

1 コンプライアンスに関する取組状況

四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク・コンプライアンスに関する重要事項につき討議し、関係部室等に助言を行うとともに、取締役会に報告を行いました。2023年より当社役員を含む、全事業所社員を対象にWebコンプライアンス講習会を実施いたしました。また、毎年新入社員に対しても、コンプライアンス入門研修を実施し、関連法規やCSR等の企業として守るべきルールに関する教育を実施しております。

② 当社グループにおける業務の適正性に対する取組状況

当社グループの経営方針に基づいた総合計画書の策定に際しては、事前に統括する事業部からグループ会社に対し、経営方針に沿った目標・課題を説明・共有しております。年2回の総合計画会議においては、当社経営陣・監査役・幹部従業員及び主要グループ会社のトップが出席しており、計画目標、課題について討議して経営者の方針を決定、周知しております。また、当社役職員をグループ会社の取締役や監査役として派遣し、各グループ会社の取締役会への出席の機会を通じ、経営に関する指導・助言等、管理体制の強化を図っております。

③ 損失の危険の管理に対する取組状況

四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク・コンプライアンスに関する重要事項につき討議し、関係部室等に助言を行うとともに、取締役会に報告を行いました。また、子会社管理規程に基づき、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事項が当社関係部署及び当社監査役に報告される体制を構築しております。

④ 監査役が実効的に行われることに対する取組状況

監査役は、取締役会に出席する他経営会議、総合計画会議、リスク・コンプライアンス委員会、サステナビリティ推進委員会、カーボンニュートラル推進委員会等の重要な会議に出席し職務の執行状況を聴取し、必要に応じ監査の視点から意見を述べており、職務執行側と監査役との意思疎通が図られております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	262,890	流動負債	136,971
現金及び預金	77,465	支払手形及び買掛金	25,663
受取手形及び売掛金	65,530	電子記録債務	3,806
商品及び製品	28,886	短期借入金	7,000
仕掛品	47,431	コマーシャル・ペーパー	60,000
原材料及び貯蔵品	33,014	一年内返済予定の長期借入金	3,218
その他	11,463	未払法人税等	3,983
貸倒引当金	△900	契約負債	2,550
固定資産	377,114	賞与引当金	4,432
有形固定資産	223,804	その他	26,315
建物及び構築物	37,895	固定負債	142,930
機械装置及び運搬具	107,187	社債	55,000
土地	12,291	長期借入金	41,424
建設仮勘定	58,187	繰延税金負債	30,251
その他	8,242	退職給付に係る負債	7,720
無形固定資産	117,051	役員退職慰労引当金	101
のれん	49,212	執行役員等退職慰労引当金	53
顧客関連資産	52,880	環境安全対策引当金	461
その他	14,958	その他	7,918
投資その他の資産	36,258	負債合計	279,902
投資有価証券	30,980	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	3,811	株主資本	237,220
繰延税金資産	492	資本金	20,436
その他	997	資本剰余金	13,825
貸倒引当金	△22	利益剰余金	210,183
		自己株式	△7,225
		その他の包括利益累計額	87,271
		その他有価証券評価差額金	15,106
		繰延ヘッジ損益	268
		為替換算調整勘定	69,302
		退職給付に係る調整累計額	2,593
		非支配株主持分	35,612
		純資産合計	360,103
資産合計	640,005	負債純資産合計	640,005

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		363,946
売上原価		265,218
売上総利益		98,727
販売費及び一般管理費		59,998
営業利益		38,728
営業外収益		
受取利息	1,264	
受取配当金	851	
持分法による投資利益	427	
為替差益	2,275	
その他	969	5,789
営業外費用		
支払利息	1,565	
その他	1,345	2,911
経常利益		41,607
特別利益		
投資有価証券売却益	401	
固定資産売却益	175	
関係会社清算益	24	601
特別損失		
固定資産除却損	170	
投資有価証券売却損	39	
固定資産売却損	0	210
税金等調整前当期純利益		41,998
法人税、住民税及び事業税	9,206	
法人税等調整額	4,036	
法人税等合計		13,243
当期純利益		28,754
非支配株主に帰属する当期純利益		3,285
親会社株主に帰属する当期純利益		25,468

連結株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,436	13,811	191,750	△7,236	218,761
当期変動額					
剰余金の配当			△7,035		△7,035
親会社株主に帰属する当期純利益			25,468		25,468
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		13		13	27
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	13	18,432	11	18,458
当期末残高	20,436	13,825	210,183	△7,225	237,220

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	9,587	274	37,681	2,521	50,065	32,041	300,868
当期変動額							
剰余金の配当							△7,035
親会社株主に帰属する当期純利益							25,468
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							27
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)	5,519	△6	31,620	71	37,205	3,570	40,776
当期変動額合計	5,519	△6	31,620	71	37,205	3,570	59,234
当期末残高	15,106	268	69,302	2,593	87,271	35,612	360,103

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数

30社

② 主要な連結子会社の名称

TOKAI CARBON GE LLC

TOKAI ERFTCARBON GmbH

Tokai Carbon CB Ltd.

THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED

Cancarb Limited

TOKAI CARBON KOREA CO., LTD.

Tokai Carbon (Dalian) Co., Ltd.

東海ファインカーボン株式会社

Tokai COBEX GmbH

東海高熱工業株式会社

③ 連結の範囲の変更

(ファインカーボン事業)

当社の連結子会社であったTOKAI CARBON ITALIA S.R.L.は、清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数 1社

(2) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 商品、製品、半製品、原材料、仕掛品、貯蔵品…当社及び国内連結子会社は、月別総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を、また、在外連結子会社は主として先入先出法による低価法を採用しております。

③ デリバティブ……………時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっておりますが、1998年4月1日以後新規取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後新規取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。在外連結子会社は、主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年 機械装置及び運搬具 2～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

また、顧客関連資産については、対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間（6～21年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 執行役員等退職慰労引当金

執行役員等の退職慰労金の支給にあてるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 環境安全対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB廃棄物処理費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積もることができる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定並びに非支配株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、黒鉛電極事業、カーボンブラック事業、ファインカーボン事業、スメルティング&ライニング事業、工業炉及び関連製品事業、及びその他事業において、製品の製造販売を行っております。

工業炉を除く製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、原則、製品の引渡時点で、対価として受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。輸出版売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

工業炉については、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短いため、完全に履行義務を充足した顧客検収時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足時点から概ね4カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債（又は退職給付に係る資産）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度より費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10～17年間の定額法によっております。ただし、金額に重要性のないのれんについては一括償却しております。

会計上の見積りに関する注記

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上したのれんの残高は49,212百万円であり、そのうち、スメルティング&ライニング事業に関するのれんの残高は30,058百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

のれんは、その効果の発現する期間にわたって均等償却されますが、支配獲得時における事業計画どおりに業績が進捗せず、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている場合や、経営環境が著しく悪化しているような場合には、のれんを含む資産グループに減損の兆候があると判断し、減損損失の認識要否を判定する必要があります。その結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において、減損の兆候の有無の判定を行った結果、減損の兆候がないとの判断を行っております。

② 算出に用いた主要な仮定

減損の兆候の判断にはスメルティング&ライニング事業の営業損益の実績、事業計画の達成状況、将来の事業計画等が用いられ、本事業計画には、事業の売上高、営業損益等の見込みに関する仮定が含まれております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産（のれん除く）の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	223,804百万円
無形固定資産（のれん除く）	67,839百万円
減損損失	－百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、固定資産の減損損失の検討に際し、管理会計上の区分をグルーピングの単位としております。

当社及び国内連結子会社の固定資産について、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るかどうか検証し、減損損失の認識の要否を判定いたします。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において、黒鉛電極事業に属するTOKAI ERFTCARBON GmbHが保有する固定資産について、収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断いたしました。当該資産グループの回収可能価額がその帳簿価額6,978百万円（有形固定資産6,930百万円、無形固定資産47百万円）を上回ることから、減損損失を認識しておりません。なお、回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い金額により測定しております。使用価値の算定にあたっては、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について一定の仮定を設定しております。また、主要な海外子会社の固定資産について、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に従って、国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に準拠しております。

② 算出に用いた主要な仮定

将来のキャッシュ・フローの見積りは経営者によって承認された事業計画を基礎としており、各事業の売上高、営業損益等の見込みに関する仮定が事業計画に含まれております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合は、固定資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 492百万円

繰延税金負債 30,251百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、繰延税金資産の計上にあたり、事業計画を基礎として合理的に見積もられた将来課税所得及びタックス・プランニングに基づき、回収可能性を検討し、回収可能見込額を計上しております。また、繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について計上しております。

② 算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得は経営者によって承認された事業計画を基礎としており、各事業の売上高、営業損益等の見込みに関する仮定が事業計画に含まれております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りに影響を与える要因及び税制改正による税率の変更等が発生した場合は、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりです。

受取手形 943百万円

売掛金 63,658百万円

電子記録債権 927百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 345,969百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	224,943	－	－	224,943
合計	224,943	－	－	224,943
自己株式				
普通株式	11,748	1	22	11,727
合計	11,748	1	22	11,727

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加1千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少22千株は、2023年4月27日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分及び単元未満株式の売渡による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	3,197	15.0	2022年12月31日	2023年3月31日
2023年8月8日 取締役会	普通株式	3,837	18.0	2023年6月30日	2023年9月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	3,837	利益剰余金	18.0	2023年12月31日	2024年3月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金を中心に、安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入や社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーについては、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金及び社債については、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 (※1)	29,379	29,379	－
資産計	29,379	29,379	－
社債	55,000	53,733	△1,266
長期借入金 (※2)	44,642	44,097	△544
負債計	99,642	97,831	△1,811
デリバティブ取引 (※3)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	132	132	－
② ヘッジ会計が適用されているもの	414	414	－
デリバティブ取引計	547	547	－

連結計算書類

- (※1) 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含めておりません。
当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)
非上場株式等	1,600

- (※2) 「長期借入金」については、一年内返済予定の長期借入金を含めております。
(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	29,379	—	—	29,379
デリバティブ取引 通貨関連	—	547	—	547
資産計	29,379	547	—	29,926

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	53,733	—	53,733
長期借入金	—	44,097	—	44,097
負債計	—	97,831	—	97,831

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によって行っております。固定金利によるものは、借入契約毎に分類した借入金の元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,521円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 119円45銭 |

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 事業 (注)	合計
	黒鉛電極 事業	カーボン ブラック 事業	ファイン カーボン 事業	スメルテ ィング& ライニン グ事業	工業炉 及び関連 製品事業	計		
日本	7,337	41,439	6,994	－	8,866	64,637	10,209	74,847
アジア	1,616	30,124	23,909	17,558	5,867	79,077	728	79,805
北米	35,212	72,448	9,819	14,190	619	132,290	－	132,290
欧州	15,180	2,850	4,447	16,099	156	38,734	520	39,255
中東・その他	890	1,560	147	34,971	104	37,674	73	37,748
外部顧客への 売上高	60,235	148,423	45,319	82,820	15,614	352,414	11,532	363,946

(注) 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、摩擦材事業、負極材事業及び不動産賃貸等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客の契約から生じる対価の中に、取引対価に含まれていない重要な金額はありません。

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	63,706	流動負債	106,011
現金及び預金	3,523	電子記録債務	2,812
受取手形	53	買掛金	10,587
売掛金	28,551	短期借入金	7,000
商品及び製品	6,796	関係会社短期借入金	15,198
仕掛品	10,205	コマーシャル・ペーパー	60,000
原材料及び貯蔵品	5,962	一年内返済予定の長期借入金	3,120
その他	8,636	未払金	3,055
貸倒引当金	△23	未払法人税等	528
固定資産	291,565	賞与引当金	171
有形固定資産	32,295	その他	3,537
建物	8,480	固定負債	101,658
構築物	2,254	社債	55,000
機械及び装置	14,356	長期借入金	40,840
車両運搬具	20	繰延税金負債	5,141
工具、器具及び備品	727	執行役員等退職慰労引当金	53
土地	4,415	環境安全対策引当金	39
建設仮勘定	2,040	その他	584
無形固定資産	1,531	負債合計	207,670
ソフトウェア	1,517	(純資産の部)	
その他	13	株主資本	134,218
投資その他の資産	257,737	資本金	20,436
投資有価証券	26,470	資本剰余金	17,543
関係会社株式	225,209	資本準備金	17,502
関係会社出資金	3,699	その他資本剰余金	40
前払年金費用	1,933	利益剰余金	103,465
その他	441	利益準備金	2,864
貸倒引当金	△16	その他利益剰余金	100,600
		固定資産圧縮積立金	1,077
		別途積立金	34,368
		繰越利益剰余金	65,154
		自己株式	△7,225
		評価・換算差額等	13,382
		その他有価証券評価差額金	13,382
資産合計	355,271	純資産合計	147,601
		負債純資産合計	355,271

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		78,106
売上原価		61,820
売上総利益		16,286
販売費及び一般管理費		10,241
営業利益		6,045
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	7,875	
為替差益	1,490	
その他	1,145	10,511
営業外費用		
支払利息	946	
賃貸設備諸経費	209	
その他	331	1,488
経常利益		15,068
特別利益		
投資有価証券売却益	1	
固定資産売却益	1	2
特別損失		
投資有価証券売却損	39	
固定資産除却損	34	73
税引前当期純利益		14,996
法人税、住民税及び事業税	936	
法人税等調整額	1,609	
法人税等合計		2,546
当期純利益		12,450

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	20,436	17,502	26	17,529	2,864	1,097	34,368	59,719	98,050	△7,236	128,778
当期変動額											
剰余金の配当								△7,035	△7,035		△7,035
当期純利益								12,450	12,450		12,450
固定資産圧縮積立金の取崩						△20		20	-		-
自己株式の取得										△2	△2
自己株式の処分			13	13						13	27
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)											
当期変動額合計	-	-	13	13	-	△20	-	5,435	5,414	11	5,439
当期末残高	20,436	17,502	40	17,543	2,864	1,077	34,368	65,154	103,465	△7,225	134,218

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	8,122	8,122	136,901
当期変動額			
剰余金の配当			△7,035
当期純利益			12,450
固定資産圧縮積立金の取崩			-
自己株式の取得			△2
自己株式の処分			27
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)	5,259	5,259	5,259
当期変動額合計	5,259	5,259	10,699
当期末残高	13,382	13,382	147,601

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品、原材料、仕掛品、貯蔵品……月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法……時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後新規取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後新規取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年	構築物	2～60年
機械及び装置	2～22年		

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。
過去勤務費用については、発生年度に一括費用処理することとしております。
 - (4) 執行役員等退職慰労引当金
執行役員等の退職慰労金の支給にあてるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
 - (5) 環境安全対策引当金
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB廃棄物処理費用等の支出に備えるため、当事業年度末において合理的に見積もることができる額を計上しております。
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を行っております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段とヘッジ対象は、以下のとおりであります。
ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建債権債務及び外貨建予定取引
 - (3) ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、黒鉛電極事業、カーボンブラック事業、ファインカーボン事業、及びその他事業において、製品の製造販売を行っております。

製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、原則、製品の引渡時点で、対価として受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。輸出販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足時点から概ね4カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表に計上した関係会社株式の残高は225,209百万円であり、そのうち、Tokai COBEX HoldCo GmbH株式の帳簿価額は108,687百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式については、1株当たりの純資産額もしくは1株当たりの純資産額に超過収益力を反映させたものを実質価額とし、実質価額が大幅に低下している場合には、業績の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となります。

当事業年度において、関係会社株式の実質価額が著しく低下していないため、評価損を認識しておりません。

② 算出に用いた主要な仮定

超過収益力を反映した実質価額の算定及びその回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうかの判断は、当該関係会社の事業計画を基礎として行い、本事業計画には、事業の売上高、営業損益等の見込みに関する仮定が含まれております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該関係会社の業績は将来の不確実な経済状況や経営状況等によって影響を受ける可能性があり、上記の主要な仮定の見直しが必要になった場合には翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

計算書類

2. 固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 32,295百万円

無形固定資産 1,531百万円

減損損失 ー百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 2. 固定資産（のれん除く）の評価」に記載した内容と同一であります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前の金額） 4,565百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 3. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 130,886百万円

2. 保証債務

被保証者	金額（百万円）	被保証債務の内容
Tokai COBEX GmbH	1,212 (5,728千ユーロ、 8,500千人民元他)	銀行保証（注）
計	1,212	

(注) 主に受注に対する契約履行保証及び前受金返還保証等に伴って、銀行が保証状の発行を行ったことに対し、保証を行っております。

計算書類

3. 関係会社に対する債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	13,089百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,093百万円
4. 取締役に対する債権債務	
取締役に対する金銭債務	83百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	16,904百万円
関係会社からの仕入高	5,417百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	8,231百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
自己株式				
普通株式	11,748	1	22	11,727
合計	11,748	1	22	11,727

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加1千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の減少22千株は、2023年4月27日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分及び単元未満株式の売渡による減少であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

関係会社株式等評価損否認額	930百万円
減価償却費損金算入限度超過額	1,304百万円
減損損失否認額	206百万円
関係会社株式有償減資	558百万円
投資有価証券評価損否認額	139百万円
未払事業税否認額	123百万円
税務上の繰越欠損金	3,732百万円
その他	480百万円
小計	<u>7,475百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△2,910百万円</u>
評価性引当額	<u>△2,910百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>4,565百万円</u>

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

関係会社株式有償減資	△3,124百万円
その他有価証券評価差額金	△5,535百万円
固定資産圧縮積立金	△461百万円
前払年金費用	△579百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	<u>△9,706百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△5,141百万円</u>

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	東海高熱工業 株式会社	所有 直接 100.0%	-	資金の借入、 利息の支払、 耐火物等の 購入	資金の借入 (注1)	6,650	関係会社 短期借入金	7,214
					利息の支払 (注1)	3	-	-
子会社	東海高熱エン 지니어リング 株式会社	所有 間接 100.0%	-	資金の借入、 利息の支払、 事務所及び工 場用土地、建 物等の一部を 賃貸	資金の借入 (注1)	740	関係会社 短期借入金	3,700
					利息の支払 (注1)	0	-	-
子会社	THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	所有 直接 100.0%	兼任 1人	当社製品の販 売	増資の引受 (注2)	10,537	-	-
子会社	Tokai Carbon US Holdings Inc.	所有 直接 100.0%	-	資金の貸付、 利息の受取	資金の貸付 (注3)	4,134	その他流動資産 (関係会社短期 貸付金)	2,552
					利息の受取 (注3)	248	その他流動資産 (未収収益)	122

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、借入の利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、資金の借入の取引金額については、期中平均残高を記載しております。

(注2) 増資の引受については、子会社が行った増資を当社が引き受けたものであります。

(注3) 貸付の利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	692円26銭
2. 1株当たり当期純利益	58円40銭

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

退職給付に関する事項

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△6,079百万円
未認識数理計算上の差異	△1,878百万円
年金資産	9,891百万円
前払年金費用	1,933百万円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	350百万円
利息費用	29百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△287百万円
退職給付費用	91百万円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.5%
期待運用収益率	0.0%

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月15日

東海カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 指 亮 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 谷 剛 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海カーボン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海カーボン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月15日

東海カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 指 亮 一

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 谷 剛 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海カーボン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月15日

東海カーボン株式会社	監査役会
常勤監査役 芹澤雄二	㊟
常勤監査役 掛橋和幸	㊟
監査役 小柏薫	㊟
監査役 松島義則	㊟

(注) 監査役小柏薫及び松島義則は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主優待のご案内

ご所有の株式数及び継続保有期間に応じて、当社オリジナルカタログの中からお好みの商品をお選びいただけます。毎年12月末日時点において、当社株式1単元（100株）以上を保有する株主様を対象としております。

保有株式数	継続保有期間		
	1年未満	1年以上3年未満	3年以上
100株以上500株未満	--	2,000円相当	3,000円相当
500株以上1,000株未満	--	3,000円相当	5,000円相当
1,000株以上	3,000円相当	5,000円相当	8,000円相当

- 継続保有期間とは、株主名簿に記載された日から毎年12月末日時点までの各基準日（原則6月末及び12月末）に、同一の株主番号で継続して当社普通株式を保有し続けた期間といたします。
- 貸株サービスをご利用の場合、相続、贈与、証券会社変更の場合等は株主番号が変わり、株主番号の継続性が途切れることがございますのでご注意ください。

オリジナルカタログの発送は3月下旬を予定しております（配当ご案内とは別送です）。

定時株主総会会場ご案内図

当社本店（青山ビル10階）

東京都港区北青山一丁目2番3号 ☎ (03) 3746-5100



株主総会会場への最寄駅

地下鉄 ○銀座線

○半蔵門線 「青山一丁目」駅下車 徒歩約1分（青山ビル直通、0番出口をご利用ください）

○大江戸線

※当日は、お車でのご来場はご遠慮願います。

株主総会当日のお土産はお配りしていません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。



<https://www.tokaicarbon.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境に配慮した FSC® 認証紙と植物油インキを使用しています。